

ひので社協だより 広告掲載要綱

令和5年3月10日

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人日の出町社会福祉協議会（以下「本会」という。）において、地域福祉を推進する財源を確保するために、広報紙「ひので社協だより」に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載業務)

第2条 広告掲載業務は、地域の諸企業等の広告を有料により、諸企業等の希望する発行号に掲載するものとする。ただし、編集の都合により希望号に掲載できない場合があるものとする。

(掲載スペース)

第3条 広告の掲載スペースは、約縦 5.5 cm×横 9.0 cmとし、原則7面最下段の2枠とする。

(料金)

第4条 掲載料金は、次のとおりとする。（消費税込）

- (1) 特別会員：5,000円
- (2) 非特別会員：15,000円

(掲載内容)

第5条 次のものについては掲載できないものとする。

- (1) 本会の広報媒体としての公共性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反、または違反するおそれがあるもの
- (3) 政治思想や宗教の普及を目的とするもの
- (4) 内容が不明確、あるいは信憑性を欠いているもの
- (5) 私的な連絡事項・物々交換に関するもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) 掲載の結果、町民からの疑問や混乱、苦情につながるもの、また損害を与える可能性のあるもの
- (8) 暴力団、その他反社会的団体に関与すると思われるもの
- (9) 明らかな求人が目的なもの
- (10) その他、会長が妥当でないと認めるもの

(広告の公募)

第6条 広告の募集については、「ひので社協だより」及び、ホームページ等において公募

する。ただし、会長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載申込者」という）は、発行日の2ヵ月前までに、「ひので社協だより」広告掲載申込書に会社等の概要がわかる資料と原稿（原則データ受取り）を添えて会長に申し込むものとする。

(掲載決定)

第8条 申込みが多数の場合は、特別会員、町内非会員、町外非会員の順に優先とする。また「ひので社協だより」の発行目的や、これまでの広告掲載回数等を勘定して掲載を決定し、その結果を広告掲載申込結果通知書にて掲載申込者に通知する。

(支払方法)

第9条 掲載決定後に本会が発行する請求書に基づき、指定口座への振込みを行う。なお、振込みの際の振り込み手数料は掲載申込者が負担するものとする。

(広告の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、掲載申込者が負うものとし、本会は一切の責めを負わない。

(広告掲載の取り消し)

第11条 広告掲載申請結果通知書にて掲載申込者に通知した後であっても、次のいずれかに該当する場合は、この決定を変更し、または解除することができるものとする。

- (1) 期日までに広告掲載料を納付できなかった場合
- (2) 「ひので社協だより」発行等の広告媒体の作成上、重大な支障が生じた場合
- (3) 広告の内容に虚偽の記載があった場合
- (4) その他、会長が特に広告掲載に支障があると認めた場合

(広告掲載料の還付)

第12条 原則、広告掲載料の還付はしない。ただし、本会の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(その他)

第13条 広告は、掲載申込者が作成した版下をそのまま掲載する。

また、版下原稿の作成経費は掲載申込者の負担とする。

2 印刷は、フルカラーとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。